身体的拘束の最小化に向けた基本方針および実施状況について

当院では、患者様の尊厳と人権を尊重し、安全で安心な医療・ケアを提供するため、厚生労働省の施設基準（身体的拘束最小化推進体制加算）に基づき、原則として身体的拘束を行わない方針を定め、その最小化に向けて全館で取り組んでいます。

１．身体的拘束に対する基本方針

当院は、患者様の身体的・精神的苦痛や弊害を深く理解し、やむを得ない場合を除き、身体的拘束の実施を「原則禁止」としています。
万が一、身体的拘束を行わざるを得ない場合は、以下の「緊急やむを得ない３要件」のすべてを満たし、かつ医師をはじめとする多職種が慎重に判断した場合に限り、必要最小限の範囲で一時的に実施いたします。
① 切 迫 性：患者様ご本人または他の患者様の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
② 非代替性：身体的拘束その他の行動制限を行う以外に、危険を防ぐ代替方法がない場合
③ 一 時 性：身体的拘束その他の行動制限が、一時的なものである場合

２．身体的拘束最小化に向けた具体的な取組

当院では、身体的拘束に頼らない医療・看護・介護を実践するため、以下の体制を整備しています。
（１）「身体的拘束最小化チーム」の設置
　医師、看護師、薬剤師、リハビリ、事務等の多職種による専任チームを設置し、定期的な院内巡回（ラウンド）やカンファレンスを通じて、早期解除に向けた具体的な検討を行っています。
（２）身体的拘束最小化対策委員会の開催
　定期的に委員会を開催し、院内における実施状況の把握、要因分析、および対策の見直しを行っています。
（３）拘束用具の一元管理
　身体的拘束に使用する用具を看護部倉庫で一元管理し、安易な使用を防ぐとともに、使用状況を常に把握しています。
（４）代替案・ケア工夫の導入
　離床センサー等の活用、環境整備、コミュニケーションの工夫など、拘束を行わずに安全を確保するためのケア用具や手法を積極的に提案・導入しています。
（５）職員教育・研修の実施
　入院患者様に関わるすべての職員を対象に、身体的拘束最小化に関する研修を年２回以上定期的に開催し、知識と意識の向上を図っています。

３．身体的拘束の実施状況（実施率の推移）

当院における入院患者様への身体的拘束実施率の推移は以下の通りです。（身体的拘束実施率 ＝ 身体的拘束を実施した延べ患者日数 ÷ 延べ入院患者日数）

R8 年度	7 月	8 月	9 月	3 ヶ月平均
急性期病院 B 一般入院料	8.4%	7.0%	4.7%	6.7%
地域包括ケア病棟入院料 2	4.5%	7.2%	6.9%	6.1%
障害者施設等１０対１入院基本料※	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
回復期リハビリテーション病棟入院料１	7.6%	4.3%	3.2%	5.1%
療養病棟入院料 1	12.8%	13.5%	14.8%	13.7%
病院全体	7.9%	7.7%	7.0%	7.6%

※身体的拘束最小化推進体制加算の算定対象病棟